

平成23年第9回美幌町議会臨時会会議録

平成23年11月1日 開会

平成23年11月1日 閉会

平成23年11月1日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
(提出案件の概要説明)
日程第 3 承認第 8号 専決処分の承認について〔平成23年度美幌町一般会計補正予算(第8号)〕
日程第 4 意見書案第9号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)に反対する意見書について

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------------|-----|---------------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 早 瀬 仁 志 君 | 4番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 5番 | 中 嶋 すみ江 君 | 6番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 7番 | 上 杉 晃 央 君 | 8番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9番 坂 田 美栄子 君 | 10番 | 宗 像 密 琇 君 |
| 11番 | 大 原 昇 君 | 12番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 13番 | 橋 本 博 之 君 | 議長 | 14番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 農業委員会 鈴木 幸往 君
監査委員 高木 清 君 会 長

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染 谷 良 君	総務部長	浅 野 俊 伸 君
民生部長	馬 場 博 美 君	経済部長	平 野 浩 司 君
建設水道部長	磯 野 憲 二 君	病院事務長	大 村 英 則 君
会計管理者	鈴 木 元 春 君	総務主幹	高 崎 利 明 君
政策財務主幹	平 井 雄 二 君	施設管理主幹	門 別 孝 志 君
教育長	川 崎 俊 郎 君	教育部長	佐 藤 庄 一 君
農委事務局長	嶋 田 秀 行 君	監査委員室長	武 田 孝 司 君

○議会事務局出席者

事務局長 高坂 登貴雄 君 次 長 荒井 紀光子 君
議事係長 水上 修一 君 庶務係長 松尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第9回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番柏葉久子さん、5番中嶋すみ江さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る10月28日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕平成23年第9回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る10月28日及び本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会は、去る10月27日、地方自治法に基づき、議員13名による臨時会招集請求をいたし、それを受理した町長が議会側の思いにこたえ、急遽、本臨時議会を開催するものであります。町の迅速な対応に感謝いたしたいと存じます。

なお、議会を招集する権利は町長に専属しますが、地方自治法では、議員定数の4分の1以上の議員、美幌町の場合は4名以上ありますが、一定の要件を満たす場合、付議事件を示して町長に臨時会の招集を請求できると定めてあります。美幌町議会では、この規定を適用しての臨時会開会は、昨年引き続

き2回目となります。

本臨時会の付議事件は、専決処分の承認1件、平成23年度美幌町一般会計補正予算（第8号）、意見書案1件、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対する意見書、以上2件であります。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対する意見書について、国がTPP交渉に参加した場合、本町の基幹産業である農業は壊滅的な打撃を受け、関連産業を初めとする地域経済に甚大な影響が懸念されていることから、議会としての対応を協議した結果、国が方針を決定する前に、美幌町議会としての意見表示を行うべきと判断し、早期に意見書を提出しようとするものであります。

よって、会期は本日1日限りといたしたいと存じます。円滑な議会運営に議員皆様の御協力をお願いして、委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告があったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したもの

を配付しておりますので御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、所用のため本日欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願いますとともに、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（古館繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに、平成23年第9回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について、承認第8号平成23年度一般会計補正予算（第8号）については、台風15号による罹災防止のため急を要したことにより専決処分を行ったものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げ、提出案件の概要説明といたします。

◎日程第3 承認第8号

○議長（古館繁夫君） 日程第3 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、

承認を求めるということで、次の4ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

台風15号による罹災防止のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年9月22日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ107億6,795万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

今回の補正につきましては、当初予算において災害対応分として1回分計上しておりましたが、9月2日及び9月22日の台風15号の大雨に係る災害対応のため、不足を生じましたので専決処分をいただいたものでございます。

まず、燃料費の2万2,000円につきましては、電源設備のない樋門におけるポンプ稼働に伴います発電機の燃料代でございます。

次の、各樋門排水ポンプ設置等委託料の34万7,000円につきましては、樋門4カ所に設置しました排水ポンプの設置委託料でございます。

次の、機械等借上料の5万円につきましては、排水ポンプ稼働のための発電機の借上料でございます。

次に、12、13ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

前年度繰越金の増、41万9,000円でございます。これは、今回の補正に係る財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 意見書案第9号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対する意見書についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君）〔登壇〕 提出者を代表して、提案理由の説明をいたします。

初めに、先ほど議会運営委員長から報告があったとおり、臨時議会の早期開会を求めた私たち議員の思いにこたえ、本日、臨時議会を招集していただいた町の対応に感謝をいたします。

昨年11月8日にも、政府がTPP交渉の参加を閣議決定しようとする動きの中で臨時議会を招集していただき、美幌町議会として全会一致の反対姿勢を表明し、政府に意見書を提出したところでありました。

TPP問題は、この一年間、国論を二分している問題ですが、その内容はいまだに判然

としておらず、24分科会別の交渉内容を国民に詳しく情報を公開する必要があったはずであります。国会論争も国民的合意もなく結論を出すのは危険であり、国民不在のまま態度表明を優先するのは疑問に思われます。

10月28日の共同通信社の緊急アンケートでは、都道府県知事は、「賛成」が条件つきで6名、「反対」は14名であり、「どちらとも言えない」との賛否を保留した知事が27名であり、賛否に踏み込めなかった知事からは、判断材料となる情報や国民的な議論が不足しているなどと、政府の対応に批判の声が上がっています。

また、地方議会の9割強が、条件つきを含めて反対を表明しております。

このような中、政府は今月の12日、13日にハワイで開催されるAPEC首脳会議までにTPP交渉の参加表明に向けて党内論議を加速させる方針を確認しており、野田政権はTPP交渉参加に大きくかじを切ろうとしています。

報道では、経済界と農業界の対立構図を強調していますが、TPPは、医療、食、労働などの幅広い国民生活に影響を与えるものであります。現時点においてアメリカ政府は、日本の医療面について、医薬品、医療機器の規制緩和、保健分野、医療サービス分野について、参入の障壁を撤廃することを要求しており、この声は、TPP参加によりさらに強まることが予想されます。

これにより、医療分野に市場開放、市場原理主義が導入されるなど、いつでも、どこでも、だれもが公平に医療を受けることができる国民皆保険制度を守れなくなることが懸念されます。

これまで日本は、アジアを中心に14カ国との間で、EPA、FTA交渉、また、締結合意をしておりますが、重要品目については例外措置として関税を撤廃していません。このことは、食の安全保障、農業の多面的機能保持、農村地域の振興を念頭に置いた基本的な考え方であって、堅持する姿勢は今後も当

然守られるべきであります。

本町における農業、関連産業、地域経済における影響額を試算したところ、308億円あまりの損失になります。これは、本町の一般会計の予算及び農業粗生産額のそれぞれ約3倍の額であり、地域経済に深刻な影響を与えることは明白であります。

また、本町は、日甜美幌製糖所や美幌広域連、美幌農工連、クレードル食品などの食品製造業に加え、農業機械の営業所や、飼料や肥料を扱う業者、農産物を運搬する運送業者など、町内には農林業関係産業に従事される方も多く、TPP参加は地域が崩壊することが想定され、TPP交渉への参加には反対であり、断じて認めることはできません。

最後に、TPP交渉参加反対へ、この一年間、町の取り組みについて敬意を表するとともに、今後、なお一層、町民が一体となって反対運動を展開することを期待して、提案理由の説明といたします。

○議長（古館繁夫君） これから、本意見書案について、直ちに採決します。

この採決は、起立によって行います。

本意見書案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第9回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前10時20分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員